

2021年7月2日

三田市長
森 哲男 様

特定非営利活動法人
兵庫県腎友会
会長 松菱 理恵子

謹啓 貴職におかれましては、三田市民生活の安心・安全のためご尽力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。また、弊会活動に対し深いご理解とご協力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

私たち兵庫県腎友会は、兵庫県内の腎不全患者を中心とした組織として腎臓病患者や家族、そして医療関係者のご協力を得て発足し今年で設立 50 年を迎えました。この間、患者の医療と福祉の向上を目指して活動してきました。また、NPO 法人承認後は、腎疾患対策を中心に県民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを願って活動に取り組んでいるところであります。

末期腎不全による人工透析患者の現況は、日本透析医学会統計調査が示す通り、依然として年間数千人、兵庫県内でも毎年百人単位の増加傾向にあり、全国の患者数は 35 万人を超えます。また、兵庫県内でも 1.5 万人に達しようという状況(兵庫県腎友会の独自調査)です。さらに患者の高齢化が進み、糖尿病性腎症からの透析導入者の割合が高い現状です。これらのことから、通院に関わる問題、複数にわたる合併症の問題、更に透析患者における要介護者の増加に伴う問題等々、今後様々な課題が懸念されます。

また、東日本大震災では透析患者の治療継続について大きな問題となりました。災害対策につきましても南海地震等の広域的災害を見据えた取組が必要と考えます。高齢化した透析患者は最も厳しい環境にある災害弱者であると認識します。

こうした患者が安心して十分な治療を長期にわたって受けるためには、国や県は勿論のこと、もっとも身近な市町行政による施策の充実・推進が欠かせないところであります。

以上のことから、以下の項目について要望致します。

つきましては、関係部局及び関係機関での十分な審議、検討を経て特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

令和 4 年度予算にかかる要望

1. 安心して治療生活を続けるために

- ① 「重度障害者医療費助成事業」を継続してください。兵庫県と市町行政の共同事業である重度障害者医療費助成事業は崇高な理念のもとに始まった制度と理解します。透析医療の進歩にともない長期透析者が増加しているなか、複数の合併症を抱える方が増えております。そのような方の自己負担を軽減させるべく、きめ細かい対応をお願いするとともに兵庫県に対して本事業の継続を進言してください。
- ② 透析導入の主たる原因疾患が糖尿病性腎症であり、高齢化してきている現状から、腎機能障害者の認定基準の見直しを国に要望してください。また、兵庫県に対し、独自の認定基準を設けて、すべての透析患者は障害等級 1 級に認定されるように進言してください。
- ③ 患者の高齢化と要介護者増加の現状に鑑み、通院支援に関わる具体的施策（タクシー券増冊・ガソリン代補助など）の充実を図ってください。特に郡部の交通事情、通院距離等を考慮して、きめ細かい一段の配慮をお願いいたします。また、サービス利用に他市町との地域格差がないようお願いいたします。
- ④ 現在、透析施設関連の入所施設（特養、サ高住など）が以前に比べて多くなっていますが、まだまだ十分とは言えません。低所得者でも利用できる施設を含め、今後とも推進をお願いいたします。また、地域包括ケアシステムの現状及び取り組みをお教えください。
- ⑤ 透析患者の介護認定にあたり、適正な認定をして頂けるようケアマネージャーの意識と認定力を高めるため、研修会等の具体的施策を講じてください。その際、腎友会との意見交換の機会を設けてください。

2. 腎疾患総合対策の充実をめざして

- ① 兵庫県が主催となって開催しています「兵庫慢性腎臓病シンポジウム」について、これ以上透析患者を増やさないという観点から、慢性腎臓病対策（CKD 対策）事業を今後も後退することなく継続するよう進言してください。また、腎友会から講師（透析患者）を派遣させていただきますので、地域単位での CKD 予防啓発の機会提供にご協力をお願いいたします。
- ② 特定健診において、要再診者の受診率が低く手遅れになる人も見受けられます。要再診者の追跡指導（特定保健指導）を徹底してください。更に、「重症化ハイリスク者対策」、「医療機関で治療中の方への対策」や「保健指導に関わるスタッフの充実」などをお考えください。また、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の取組及び進捗状況をお教えください。

3. 災害に備えて

- ① 透析患者の災害避難とは、透析環境（水・電気の確保・透析装置のある施設）等の整った施設への移動を意味します。厚生労働省が示す「災害時の人工透析供給体制の確保について」に基づき対策を講じてください。また、福祉避難所からすみやかに透析治療可能施設へ移動できるよう交通手段・経路の確保について特段の配慮をお願いいたします。また、避難場所では新型コロナ感染予防に特段の配慮をお願いいたします。
- ② 災害対策基本法の改正により作成が義務づけられた「避難行動要支援者名簿」につきまして、具体的な取組状況をお聞かせください。また、その際、NPO 法人兵庫県腎友会が運用する「兵庫県透析患者災害支援名簿」を活用してください。
- ③ 災害時の水の確保は、各自治体の理解が進み対応して頂いていることを感謝しております。有事の際は速やかに水の補充が出来るように、各市の透析施設の貯水タンクの位置確認を水道局によって確認して頂ければ幸いです。

4. 患者の社会参加の為に

- ① 労働力不足のため、外国人労働者の導入が積極的に進められている中、国内の障害者・難病患者等の社会参加と就労を極力進めなければなりません。行政や関係機関及び民間に対し、積極的に就労機会提供に取り組むよう具体的な就労支援を行ってください。
- ② 平成 28 年の障害者差別解消法の施行に伴い、職員対応要領を作成し職員への職員研修を行い、事業所に対し法の施行を周知していただきたく思います。厚労省のガイドラインでは透析患者には「通院への配慮」とあります、具体的な取組内容をお教えてください。

5. 感染症対策の取組について

- ① 透析患者は感染症から肺炎を併発し死亡に至るケースが危惧されます。基礎疾患を持つ患者には「肺炎球菌ワクチン」接種によって重症化を避けることが期待できます。定期接種化後に行政としての独自の取組に見直し等がありましたらお教えてください。また、透析患者をはじめ基礎疾患を持つ患者においては、65 歳未満ですでに予防接種を受けた患者でも、医学的に可能な場合は 65 歳以上でも予防接種が受けられるようにしてください。
- ② 慢性疾患を持つ患者はウイルス感染しやすく、感染した場合に重篤な症状に陥る危険性が示唆されています。これは新型コロナウイルス感染の事実をもって証明されております。（透析医会の資料参照）このことを想定した上で万全な対策を講じ、流行時は基幹病院等で難病患者への対応に特段の配慮をお願いします。
- ③ 新型コロナワクチン接種に関して、透析患者の中には歩行困難な人も多く、可能な限り透析通院施設で接種できるように指導及び配慮をお願いいたします。また、コロナ接種が進んでおりますが、感染は万人の脅威です。コロナの接種環境が整い次第、現在の接種順位に関わらず速やかにコロナ接種を進めて頂きますよう配慮をお願いいたします。